

子どもの権利と利益保護法
(改正)
第 I 編
総則

第 1 条 (改正) 目的

本法は、子どもの権利と利益を保護する活動の管理、モニタリング、検査に関する原則、規則と措置を規定するもので、その業務が効果的、能率的に執行されるよう、子どもが保護、支援、すべての側面の開発を受けることができるよう保証し、国際地域と国際社会と連携可能になり、国家の経済社会開発に寄与するためにこれを定める。

第 2 条 (新) 子どもの権利と利益の保護

子どもの権利と利益の保護とは、子どもが身体的、精神的に完全となり、革命道徳的資格、知識、能力を備え、安全で、質の高い社会生活を送ることが可能で、国家の優れた継承者となれるよう、保護、支援、開発を受けることを保証するための、方策と / または措置の利用である。

第 3 条 (改正) 用語の解説

この法律の中で用いられている用語についての意味は以下の通りである。

- ເດັກເດັກ (子ども) とは年齢が18 歳未満の個人を意味する。
- ເດັກທີ່ຕ້ອງການການປົກປ້ອງພິເສດ ເດັກ・ティトンカーン・カーンポックポーン・ピセート (特別な保護が必要な子ども) とは、片親の子、両親が両方とも死亡した子、放棄された子、捨て去られた子、障害児、肉体的暴力を受けた子、性的虐待を受けた子、機会に恵まれない子、被害に会った子、犯罪少年、証人となる子、生命、健康に大変な危険がある環境で仕事をしている子、労働搾取されている子、難民の子、麻薬中毒の子、重大な伝染病に罹患している子、事件訴訟手続において損害を負った子。
- ເດັກກຳພັກ ເດັກカムパー (片親の子ども) とは、父親又は母親のどちらかが死亡した子どもを意味する。
- ເດັກກຳພອຍ ເດັກカムポーイ (両親が2 人とも死亡した子ども) とは、父親と母親の両方が死亡した子どもを意味する。
- ເດັກຖືກປະລະ ເດັກトゥークパラ (両親が子どもの養育をなおざりにした子ども) の意味とは、養育、教育研修、促進を両親からなおざりにされた子ども、成長発展のため必要な条件 (例えば、健康面においては十分な栄養及び衛生原則に合致した環境、住居面においては安全であり、教育面においては家庭の経済状態の基本条件をもとにした精神の発展) を両親

又は保護者から与えられなかった子どもである。

6. ເດັກຖືກປະຖິ້ມ ເດັກຕູ້ກູ້ເຕີມ (捨て去られた子ども) とは、両親又は保護者から見捨てられた子どもを意味する。
7. ເດັກພິການ ເດັກປິການ (障害児) とは、身体上、視覚、聴覚、または発語、精神、記憶またそれ以外の不備を持つ子どもで、日常生活の活動、勉強勉学、社会活動への十分な参加に障害となる阻害要因を持つものである。
8. ເດັກຖືກທຳຮ້າຍຮ່າງກາຍ ເດັກຕູ້ກູ້ຕາມໄຮ້ເຮັງ (肉体的暴力を受けた子ども) とは、両親、保護者又は他人から殴られる、又は苦痛な目に合った子どもを意味する。
9. ເດັກຖືກທຳລຸນທາງເພດ ເດັກຕູ້ກູ້ຕາຣຸນຕຳນຸ່ນເປີ (セクシャルハラスメントを受けた子ども) とは、レイプされた、性交された、猥褻またみだらな行為を受けた子どもを意味する。
10. ເດັກດ້ອຍໂອກາດ ເດັກດູ້ອຳອຳກຳ (機会に恵まれない子ども) とは、知識や能力の開発に対しての供給やその便宜を図ることについて、必要な条件が欠如している子どものことを意味する。
11. ເດັກຖືກເຄາະຮ້າຍ ເດັກຕູ້ກູ້ກູ້ກູ້ (被害にあった子ども) とは、父母、またはその他の人の行為から、身体的、精神的、尊厳、自由権、財物、または経済的に被害にあった子どものことである。
12. ເດັກກະທຳຜິດ ເດັກກຳຕາມປິດ (犯罪少年) とは、刑法典またそれ以外の刑罰を規定した法律に定められた罪を犯した子どもを意味する。
13. ເດັກຕິດຢາເສບຕິດ ເດັກຕິດຢາເສບຕິດ (麻薬中毒の子ども) とは、神経を刺激または抑制する植物由来の依存薬物または化学合成物を乱用する子どもで、身体、精神に多大な影響を及ぼし、中毒になり常に欲求が増大していく。
14. ເດັກຕິດພະຍາດຕິດຕໍ່ທີ່ຮ້າຍແຮງ ເດັກຕິດຕິດຕິດຕິດຕິດຕິດ (重大な伝染病に罹患している子) とは、直接的または間接的に伝染を引き起こす細菌ウイルスから、または細菌ウイルスの毒素から生じる病気に感染した子どもである。
15. ນັກສັງຄົມສົງເຄາະ ນັກສັງຄົມສົງເຄາະ (社会福祉員) とは、特別な保護が必要な子どもを助けるために関係する政府関係機関から任命された個人を意味する。
16. ໂພຊະນາການ ໂພຊະນາການ (栄養) とは、養育成分を含み、利益があり、安全で、その摂取により身体が発達成長し、完全になり、開発を促進する食物のことである。
17. ການຊ່ວຍເຫລືອເດັກ ການຊ່ວຍເຫລືອເດັກ (子どもへの援助) とは、危険な状況に陥っている子どもを救出するため、子どもの要望に応えるため、子どもを家族のところに戻すため、並びに子どもが社会に適応できるようにするための個人と政府組織の活動を意味する。

第4条 (改正) 子どもの権利と利益

全ての子どもは以下の権利を有する。

1. 安全な生活を送り、肉体、精神と知的発展を適切に受ける権利を有する。
2. 出生登録をし、名前と苗字をつけてもらい国籍を得る権利を有する。
3. 父母または保護者により認知され養育され、子どもの利益を保護するという場合以外には

親または保護者とは離されないという権利を有する。

4. 病気の場合は、健康と治療面においてケアされ健康回復する権利を有する。
5. 革命的道德、知識、能力、天分、専門の職業、労働技能を身につけ、並びに就業するために教育を受ける権利を有する。
6. 発言、意見や考えを述べ、他の同じ子どもたちと歓談して自分の経験などの意見交換を行い、芸術、文化、スポーツなどの社会活動に参加し、並びに子どもの年齢に相応しい休息を取る権利を有する。
7. 子どもの年齢と成長に相応しい内容の情報を得て知る権利を有する。これと同時に、子どもにとって危険な情報から保護される権利を有する。
8. 子どもは肉体及び精神面における様々な形態の虐待から保護される権利を有する
9. 少年事件訴訟の管理と司法手続過程において特別に保護される権利を有する。
10. 法律に定められたその他の権利と利益を受ける。

第5条（新）子どもの権利と利益の保護に関する国の政策

国は、この業務が強力になるよう、政策を立案し、戦略、計画、プロジェクト、特別措置を適切に立て、人材を開発し、人材を組織に投入し、予算と資機材を提供し、子どもの権利と利益保護業務に重要性を置き、また業務を推進する。同時に法律の定めにあるように、子どもが自身がすべての側面での開発を享受できるよう、条件整備と便宜の提供を行う。

国内外の個人、法人と組織が資金、専門技術をもって子どもの権利と利益保護業務に参加し、協力し、貢献できるよう、国は奨励、基盤作りをおこなう。

第6条（新）子どもの権利と利益保護業務に関する原則

子どもの権利と利益保護業務は、以下の原則に従って執行する。

1. 国家の方針、政策、法律、戦略、経済社会開発計画と合致すること。
2. 子どもの最高の権利と利益を保証すること。
3. すべての形態の差別から子どもを保護すること。
4. すべての分野、地方行政組織、また社会のすべての分野の協調と参加。
5. 透明性、公正、検査が可能であることを保証する。
6. 罪を犯した子ども、被害にあった子ども、証人である子どもの秘密を厳守する。
7. ラオス人民民主共和国が加盟する国際条約と関連の国際約束を遵守する。

第7条（新）適用範囲

この法律は、ラオス人民民主共和国において、子どもの権利と利益保護業務に関連し、活動する国内外の個人、法人と組織に適用される。

第8条（改正）国際協力

国は、経験、情報、ニュースの交換、人材開発、ラオス人民民主主義共和国が加盟する国際条約と関連の国際約束の執行を通して、外国、国際地域と国際社会との子どもの権利と利益保護業務に関連する連携、協力を推進する。

第II編

子どもの健康維持、家族登録、チャイルドケアと養育

第1章

子どもの健康維持

第9条（改正）健康面についての情報の提供

子どもたちは、誰もが関連部門、組織、関連セクションから、直接的またはマスコミを通じて、正しい健康についてのニュース情報を得る権利を持つ。

保健部門、教育スポーツ部門、情報文化観光部門、その他の組織の、政府、民間どちらも、子どもに対して定期的に健康と栄養についてニュース情報を提供する責任、又はその貢献が求められる。

第10条（改正）妊婦の健康維持と栄養補給

保健部門は、規定に沿って、女性が妊娠時と出産後に健康面でのサービスが受けられるように条件を整え、便宜を提供する。たとえば、生じる得る危険に対しての検査とモニタリング、妊娠中、出産時の援助などである。

個人、法人と組織は、妊産婦に対してニュース情報を提供し、妊産婦が栄養について知り、理解できるようにする。例えば、肉体的、精神的、並びに知的に健全な子どもが出産できるように、有益で健康に対して危険でない食事をとることなどである。

第11条（改正）子どもの初期健康維持

子どもは以下の初期健康維持を受ける。

1. 母親の胎内に居る初期からケアと養育を受ける。
2. 子どもの年齢に合わせて、完全に薬投与と予防ワクチンの接種を受ける。
3. 十分な栄養の提供を受ける。
4. 子どもの年齢と理解レベルに合致した健康維持面での教育とニュース情報の提供を受ける。
5. 子どもの治療サービスと健康回復サービスを受ける。
6. 定期的に子どもの健康検査とモニタリングを受ける。
7. それ以外の子どもの初期健康維持サービスを受ける。

第 12 条 (改正) 子どもの健康モニタリングと治療

出生後の子どもは、定期的な健康診断と成長モニタリングを受ける権利がある。病気の際には、治療サービス提供ステーション等において、健康の検査と治療を受ける。

警察の管理下にある子、又は意識不十分な子どもを除いて、15 歳から 18 歳未満の子どもは適切な治療を受ける方法と場所を選択し、判断できる権利がある。

第 13 条 (改正) 重大な伝染病に感染した子どもの治療

保健部門、部局、組織、地方行政組織と関連のセクションは、国も民間も合わせて、重大な伝染病に罹患した子どもが治療と健康回復サービスを受けられるよう、条件を整備し、子どもが、家族、コミュニティと社会のなかで、あらゆる形態の差別をうけることなく一緒に生活ができるようにする。

保健部門は、重大な伝染病に罹患した子どもの治療について以下の措置を実施する。

1. 重大な伝染病の感染が広がらないよう、対抗措置、予防措置をとる。
2. 伝染病に感染した子どもの相談に乗る。また子どもの感染状態を守秘すること。
3. 重大な伝染病に感染した子どもの治療と健康維持を援助する。
4. 社会とコミュニティをバックアップし、重大な伝染病ウイルスから影響を受けている子どもと家族を支援させる。
5. 必要なそれ以外の治療措置を実施する。

第 2 章 子どもの家族登録

第 14 条 (新) 子の出生証明

病院またはその他治療サービスステーションで子どもが出生したら、その施設は出生から 7 日以内に出生証明書を発行する。父、母、または家族の代表は、出生登録に行く前に、村の行政組織にそれを認知のために届け出る。

病院またはその他の治療サービスステーション以外で出産した子ども、例えば、自宅、田圃、畑、庭などで生まれた場合、その父、母または家族の代表者は、出生から 15 日以内に、本人が在住している村の行政組織に子どもの出生を届け出る。

新生児の捨て子を発見した者は、援助することが必要で、捨て子を見つけた場所の村の行政組織または警察に至急届けること。

本条文の 2 項と 3 項の届け出を受けた場合、村長は届け出から 7 日以内に出生証明書を発行する。

出生証明書を受け取った後、父、母または家族の代表または一時的に子をケアしている関係者は、自分が在住している又は一時滞在している場所の郡レベル内務事務所に、出生証明書を受領した日、または子を養育のため受け取った日から数えて 30 日以内に出生登録届をする。

外国で生まれた子どもの父、母または家族の代表者は、子が生まれた国にあるラオス人民民主共和国の大使館又は領事館の家族登録ユニットに届け出る。

第 15 条 (改正) 出生登録

出生登録は、郡の内務事務所、外国にあるラオス人民民主共和国の代表機関の家族登録ユニットにて行う。書類を受領したら、出生証明の内容と個人番号を家族登録台帳に登録し、電子家族登録データベースに記録し、出生登録申請を受領した日から数えて、公務執務日 5 日以内に出生登録証明を発行する。

出生登録証明を受領した後、自分の居住地の郡の公安局に行き、家族登録帳（サマノクア）に登録をおこなう。

子どもの出生登録については、手数料とサービス料はそれを免除する。

第 16 条 (改正) 子の名と姓

父母または保護者は、子の名前を自身の好むように、また合意をもって自由に選ぶことができる。子は、成人したら規則にしたがい自分の名を変更する権利を持つ。

姓については、父、母が同姓を名乗るときは、その姓を付ける。

父母が別の姓を名乗るときは、父母の合意に従い、父の姓、又は母の姓、または両方の姓を付ける。もし合意ができない場合には、子は裁判所の判決にしたがって姓を名乗る。

子の父母が離婚した場合、または裁判所の判決により婚姻が無効とされた時、子の姓に変更はない。もし子と同居する父または母が、子に自分の姓を名乗らせたい場合、未だ成人していない子については自分の姓を名乗らせる権利を持つ。

もし名もしくは姓を変更したい場合は、民法典と家族登録法にしたがって行う。

第 3 章 子どものケアと養育

第 17 条 (改正) 子どものケアと養育

両親、保護者、家族の他成員、親戚、社会及び関係する政府機関は、子どもに温かい愛情を注ぎ、身近に寄り添って、愛情を持ち、相談に乗り、研修教育を与え、援助などを行うことにより、子どもの身体、精神、知力の発展のために、子のケアと養育を行わなければならない。

第 18 条 (改正) 子の保護者の任命

両親からケアをうけることを欠く子、例えば両親のいない孤児、捨て子、両親が父母としての親権を剥奪された子、父母が収監されている又は裁判所判決で自由剥奪刑を下された子に対し、村

長は告知を受けた日から一か月の間に、子と近い親戚の中から保護者を選任しなければならない。

もし、近い親戚がいない、近い親戚が保護者になることを拒否した、または近い親戚が子の利益に反する何かの態度の場合、村長は裁判所に第三者を保護者に任命するように申請しなければならない。

第 19 条 (改正) 父また保護者の子のケアと養育の義務

父親と母親は、民法典で規定されているように、その夫婦の婚姻の状態に関わらず共同で子どもをケアし養育する義務がある。

父母又は保護者は、子どもが健康で成長し素晴らしい未来が持てるように、子どもにとって良い条件を整えて提供する義務がある。もし両親又は保護者が養育の問題に直面して自分で解決できない場合は、関係する政府機関に相談し、援助を受けることが可能である。

父母又は保護者が子のケアと養育をする能力がない場合、自分が居住する場所の子どもの権利と利益セーフティネットの窓口の子への援助を申請する。

第 III 編

子どもの成長、開発

第 1 章

子どもに対する教育

第 20 条 (改正) 子どもに対する教育の促進

教育スポーツ省、その他の分野、組織、地方行政組織、また関係機関は、子どもの養育、開発機関、幼稚園、小学校、中等学校、職業教育センター、職能訓練センター等、官民を問わず教育・指導施設の拡大、教師の養成、カリキュラム、指導教材、メディアの作成、開発、その他便宜を提供することで、子どもが教育を受ける条件を整え、知識、能力、資格、才能面で子どもの成長を促す。

父母また保護者、社会組織は、子どもが学校に入学し通うことを促進し、条件を整えること、また教育を受けることの障害阻害を解決する義務を負う。

第 21 条 (改正) 子どもに優しい学校 (チャイルド・フレンドリー・スクール)

子どもに優しい学校 (チャイルド・フレンドリー・スクール) とは、環境が良く、子どもの勉強、研究に適し、教師から援助があり、子どもが勉強に集中する環境で、生徒間に愛情と団結心があり、暴力、叩かれたり鞭で打たれたり、子どもの尊厳を侵害する適切でない言葉や行動、差別や偏見、範囲を超えた過度な労働や奉仕労働から子どもが保護される、学校のことである。

第 22 条 (改正) 才能のある子どもの促進

教育スポーツ省、その他の分野、組織、地方行政組織、コミュニティ、社会と家族は、一般教育と並行して、子ども本人が持つ才能のある分野の能力を十分に活用できるような便利な条件を整え、才能のある子どもを支援しなければならない。

第 23 条（改正）機会に恵まれない子どもの教育

教育スポーツ省、その他の分野、組織、地方行政組織とその他の関連組織は、学習する機会に恵まれない子どもや僻地に住む子ども及び貧困家庭出身の子どもに対して、資金面と教材面で援助、支援しなければならない。同時に勉強に伴う手数料や支払いの免除や減額をすること。

上記に述べた子どもの教育支援は、少なくとも中学校と職業訓練卒業まで行う。

第 24 条（改正）障害児の教育

障害児は、差別を受けることなく、すべての子どもたちに対する教育（Education for All）方針によって、教育と職業訓練を受ける権利を有する。

教育スポーツ省、その他の分野、組織、地方行政組織と関連組織は、障害児が現実に適した教育を受ける条件、環境を整備支援し、教育施設の内外での阻害要因を解決し、同時に障害児の特性や違いに応じて、勉強に伴う手数料や支払いの免除や減額をすること。

第 25 条（改正）重大な伝染病に罹患した子どもに対する教育

教育スポーツ省、保健省、その他の分野、組織、地方行政組織と関連組織は、重大な伝染病に罹患した子どもが、学校において差別なく、一般の子どもと一緒に勉強が可能になり、様々な活動に参加できるよう、治療をうけることができる条件を整備しなければならない。

第 2 章 子どもの参加

第 26 条（改正）子どもの様々な活動への参加

子どもは皆、教育活動、社会－文化活動、芸術文学活動、スポーツ活動、その他活動などの、身体、精神及び知能を発達させる様々な活動に参加する権利がある。

教育スポーツ省、情報・文化・観光省、その他の分野、組織、地方行政組織、教育施設とその他関連組織は、計画を立て、本条文の一項に定めた活動を行う場所を整備する責任を負う。

個人、法人と組織は、自身の条件に合わせて、子どもの活動を整備する貢献をすること。

第 27 条（改正）子どもの創作への参加

子どもはみな創作する権利を持つ。

個人、法人、組織は、官民を問わず、子どもが自分で創作した有益で他の子を見本となるような様々な作品を展示することを通じ、すべての子どもが創作することを推進しなければならない。

第 28 条（改正）問題解決合意における子どもの参加

すべての子どもには、自分の将来に関する問題及び自分の運命に関係する様々な問題の解決合意において、意見を述べる権利がある。

個人、法人と関係組織は、その子どもの年齢と能力に従って、意見を述べ、検討することに対し、便宜を図らなければならない。

第 IV 編

特別に保護が必要な子ども

第 1 章

特別に保護が必要な子どもの保護と援助

第 29 条（改正）子どもの保護と援助の方法の規定

個人、法人また組織が、危険な状態に陥るだろう特別な保護が必要な子どもがいるという知った、または見た時は、緊急に子どもの権利利益保護委員会に通知また報告をし、更に／あるいは捜査機関に状況を報告する。

そうした子どもに出会った、または保護の必要な子どもについて報告を受けた後、子どもの権利利益保護委員会、更に／あるいは捜査機関は、計画を立て、必要な形式と措置、援助方法を決めなければならない。

第 30 条（改正）緊急保護措置

特別な保護を必要とする子どもがいることを見た、又はその報告を受けた時、子どもの権利利益保護委員会は、更に／あるいは捜査機関は、子どもを危険な状態から解放するため、下記の緊急保護措置の使用を検討しなければならない。

1. 特別な保護が必要な子どもがいると思われる場所を調べる。
2. その両親、保護者、子どものケア、養育センターが問題を持っている場合、子どもを親、保護者またケア、養育センターの管理から連れ出して、一時的に安全な場所または子ども受け入れセンターに置く。
3. 子どもを健康上の検査、治療、またリハビリテーションを行う。
4. 必要と思われるその他の措置を使用する。

第31条（改正）子どもの保護と援助

以下のように子どもの保護と援助を実施する。

1. 子どもを子ども受入れセンターまたは安全な一時的宿泊場所に移動させる。
2. 社会に戻ることができるように子どもの身体的、精神的、また知的な状態の回復を援助するため、相談アドバイス、健康維持、勉学、職能トレーニング、必要なその他のサービスの提供をする。
3. 父母または保護者を探し、家族に子どもを返す。
4. 父母又は保護者に対し、子どもの養育義務の遂行と教育について、経済的収入向上のための支援、またその他の必要な援助とアドバイスをする。
5. 子どもが住んでいる施設、場所をモニタリングし、訪問し、父母、また保護者の子どもへのケアと養育の質を検査する。
6. 必要と思われるその他の保護と援助を実施する。

第32条（改正）子どもの養育についての選択肢

子どものケアと養育には以下の選択肢がある。

1. 子どもを家族に返す。
2. 親族によって、ケア、養育を行う。
3. その他の個人または場所によって、ケアと養育を行う。

子どものケアと養育の条件は以下の通り。

1. 子どもの最大の利益が、検討に際しての主たる要因だと認識すること。
2. 子どもの最大の利益と相いれない場合を除いて、任命する保護者は 家族の一員であるか又は近しい親戚であることを最初の選択肢とすること。
3. 子どもの持つ文化、言語、宗教、人種を保護することの重要性。
4. 子どもの年齢また理解能力に応じて、子ども自身の意見が検討されること。

第33条（新）子どもを家族に帰すこと

子どもを家族に帰すことは、子どもの権利と利益保護委員会が検討する最初の選択肢であり、委員会は、子どもを家族に帰す前に、子どもの身体、精神、知能の状態を評価し、関連の機関と協調し、家族とコミュニティの安全性と受入体制の状況进行评估しなければならない。

家族に子どもを返したのち、子どもの権利と利益保護セーフティネット機関は、子どもの生活状況について定期的にモニタリングをすること。

第34条（新）2. 親族による子どものケア、養育

親族による子どものケアと養育は、家族の元に子どもを返すことができない場合の選択肢の一つであり、子どもの権利と利益保護委員会が村長にたいし、親族の中から保護者を選任するよう提言する。

親族による子どものケアと養育については、子どもの権利と利益保護委員会が子どもの身体、精神、知能の状態の評価をし、同時に関連の機関と協調し、子どもを親族のケアと養育に任せる前に、安全と、親族とコミュニティの受入体制を評価しなければならない。

親族によるケアと養育に任せた後、その場所の子どもの権利と利益保護セーフティネット機関が定期的に、子どもの生活状況についてモニタリングを実施する。

第 35 条（新） その他の者あるいはその他の場所でのケアと養育

その他の者あるいはその他の場所でのケアと養育は、家族の元また親族に子どもを任せることが不可能な場合の最後の選択肢である。子どもの権利と利益保護委員会は、その他の関連機関と協調し、その他の人物を保護者として任命する、養子として迎える、またはその他の場所やセンターにケアと養育を任せるかを検討する。

第 2 章

防止策、治療、健康回復、職能訓練

第 36 条（改正） 中毒物質への依存の防止

治安維持省、保健省、教育スポーツ省、情報文化観光省、それ以外の分野、組織、地方行政組織、関係組織は、計画と活動、中毒物質防止策の活動メカニズムの立案、麻薬やアルコール、タバコ、電子タバコ、そのほかの中毒性物質の使用、依存による悪影響について広報、意識啓発、情報やニュースの提供をし、同時に社会や家族の積極的な参加を促進する。

第 37 条（改正） 麻薬中毒の子どもの治療、健康回復リハビリと職能訓練

保健省、治安維持省、労働社会福祉省、教育スポーツ省、それ以外の分野、組織、地方行政組織、家族、関連機関は、麻薬中毒の子どもの条件整備と治療、健康回復、再教育と職能訓練を合わせて実施する。

麻薬中毒の子の治療、健康回復と職能訓練については、別の規定にそれを定める。

第 V 編

少年事件の解決

第 38 条（改正） 犯罪少年

年齢が 15 歳未満の子どもは罪を犯しても、刑事責任を負わない。

15歳から18歳に満たない子どもは罪を犯した際には、法律に従い刑事責任を負う。

第39条（改正） 罪を犯した子どもの権利

刑事訴訟において、罪を犯した子どもが持つ権利は、以下の通りである。

1. その犯罪が法律で自由剥奪刑3年未満と規定されている場合は、司法プロセス以外で検討を受けること。
2. 被疑容疑を認めること、また事件を争う権利。
3. すべての事件手続の段階で、父母または保護者と弁護士、社会福祉士、心理カウンセラーまたは法律に定められた保護者が参加した上で、原因と結果の説明を受ける。
4. 弁護士または法律に正しいその他の保護者から法的援助を受ける。
5. 刑事裁判のすべてのプロセスにおいて、子どもに対して脅迫、強制及び下品な言葉を使うことがなく適切に実施される。
6. 迅速、透明また公正に事件の検討がされる。
7. 関係係官から保護され安全が管理される。
8. 履歴、写真、個人データなどの秘密が保護される。
9. 法律に規定されたその他の権限の履行。

第40条（新） 少年事件の解決

少年事件の解決方法には、以下の二つの形式がある。

1. 行政型少年事件の解決
2. 司法手続による少年事件解決

行政型少年事件の解決とは、村落の少年事件調停ユニット、郡の司法事務所、少年事件捜査ユニット、少年事件担当検察ユニットによる解決の方法である。

司法手続による少年事件解決とは、捜査-審問（スープレッスン-ソープターム）、面談、民事の損害賠償に関する調停の執行、少年事件捜査ユニット、少年担当検察ユニットの強制措置の執行、裁判所の判決である。

少年事件の解決においては、少年事件手続法と関連の規則に従って執行する。

第VI編

子どもの権利と利益保護業務の強化と責任

第1章

子どもの権利と利益保護業務の強化

第41条（新） 子どもの権利と利益保護業務の強化

子どもの権利と利益保護業務の強化は以下の通り。

1. 子どもの権利と利益保護に関する意識向上、啓発。
2. 子どもを差別しない。
3. 子どもの権利と利益保護を保証する。

第42条（新）子どもの権利と利益保護に関する意識向上、啓発

子どもの権利と利益保護に関する意識向上、啓発は、様々な形式と方法で実行される、例えば法律の普及、広報と研修、教育研修、子どもの権利と利益保護に関する知識や理解を、広域で、また深い内容での普及、前述した業務をすべての分野の業務に導入する、学校の指導カリキュラムの中に取り入れる、子どもの差別や圧力に関する態度、文化、伝統、信用、見方を変える活動、キャンペーンなどの実施。

第43条（改正）子どもを差別しない

子どもは皆すべての側面で平等であり、差別、区別、拒絶、参加の制限、人を選んで執行する、拒否、子どもの性質を受け入れないこと、または重要性、役割を認めないことは受け入れない。

第44条（新）子どもの権利と利益保護の保証

子どもの権利と利益保護の保証は以下の通り。

1. 子どもの権利と利益保護業務に優先権を与える
2. 特別に保護をすべき子ども、危険な状態の子どもの保護を保証する。
3. 子どもに自分の権利について知らせる。
4. 子どもが補助金と特別政策を受領できる条件を整える。
5. 子どもの生活が安全である環境をつくる。

第2章

子どもの権利と利益保護業務に対する責任

第45条（新）国民議会と県人民議会の責任

国民議会と県人民議会は子どもの権利と利益保護業務に対し、法律と法律以下の法令の検討と承認をし、重要な課題を研究、検討、決定し、子どもの権利と利益保護業務の執行状況をモニタリング検査する責任がある。

第46条（改正）政府の責任

政府は子どもの権利と利益保護業務について、自身の役割、権限と職務にしたがい以下の責任を持つ。

1. 政策、ビジョン、戦略計画、国家執行計画、法律、法律以下法令を起草し、執行のための予算を配分する。
2. ラオス人民民主共和国が加盟する国際条約と国際約束の起草、参加、解釈と執行をする。
3. 子どもの権利と利益保護業務の中で、国民の提言について、執行、指揮、モニタリング検査、委託を受け、解決を実施すること。
4. 子どもの権利と利益保護業務を奨励し、モニタリング検査し、評価、総括し、国民議会に対し報告を行う。
5. 法律に規定されている通り、その他の責任を負う。

第 47 条（新）省、組織、地方行政組織、その他関連組織の責任

省、組織、地方行政組織、その他関連組織は、以下の役割、権限と職務に応じて、協調メカニズムを通じて当該業務の指揮をとり、子どもの権利と利益保護業務の主体となり、責任を負う。

1. 計画、作業計画、プロジェクトと活動を起案し、子どもの権利と利益保護業務の執行を行う。
2. 子どもの権利と利益保護業務の広報、普及をし、知識伝達研修、理解を向上させる。
3. 自分の組織に連なる局、課、ユニットの強化を行い、子どもの権利と利益保護業務を執行可能にする。
4. 協力し、情報、ニュースを提供し、自分と同位の子どもの権利と利益保護委員会に協調して子どもの権利と利益保護業務を執行する。
5. 法律の規定にしたがってこれ以外の責任を負う。

第 48 条（改正）社会、コミュニティ、家族の責任

社会、コミュニティ、家族は、子どもの権利と利益保護業務に対し以下の責任を負う。

1. 自身のメンバーに対し、お互いを尊重し、名誉を敬い、国家と民族の美しい伝統文化を推進することを普及、研修教育する。
2. 子どもの権利と利益保護に関連するすべての業務に参加する。
3. 子どもの業務執行参加のなかで、暴力使用、差別助長の態度を追放、防止する。
4. 子どもの進歩を抑えつける信仰、伝統を制限し、破棄する。
5. 法律に規定に従ってこれ以外の責任を負う。

第 49 条（改正）子どもの責任

すべての子どもは以下に責任を負う。

1. 父母、保護者、家族の成員、教師、指導者、高齢者、ベテランを尊敬し、他の人の権利を尊重する。
2. 父母、保護者、家族、友人、高齢者、ベテラン、障害者に対し、能力に従って手助けを行う。
3. 勤勉に勉学に努め最低でも中学校卒業する。学校の規則を尊重、厳守する。

4. 健康を維持し、公共物、環境をきれいにする。
5. 国の憲法、法律、その他規則を尊重し、遵守する。
6. 潔白正直、生まれた場所を愛し、国を愛し、国家に対し功績をあげた人を愛し、国と民族の美しい文化、慣習を尊重する。
7. 自分の能力を元に、社会的活動に貢献をする。
8. 身体的、精神的に自分を成長させ、健康で元気であること。
9. 法律に規定に従ってこれ以外の責任を負う。

第 VII 編

子どもの権利と利益保護の情報ニュースのシステム

第 50 条 (新) 子どもの権利と利益保護の情報ニュースのシステム

子どもの権利と利益保護の情報ニュースのシステムとは、紙媒体また電子媒体での情報とニュースの収集、取り纏め、保管、分析、研究、モニタリング、検査、システム化と提供のことを言う。

第 51 条 (新) 情報ニュースシステム構築

労働福祉省が、子どもの権利と利益保護情報ニュースを作成、改訂、管理また利用する。同時に他省庁、組織、地方行政組織と協調のうえ、情報ニュースを提供し交換する。

県レベルの労働福祉課、郡の労働福祉事務所が、他の課と事務所と協調の上、情報ニュースシステムの管理と利用する。同時に自身の責任範囲内で情報ニュースの提供と交換を行う。

第 52 条 (新) 情報ニュースへのアクセスと利用

個人、法人、組織は官民、国内外を問わず、自分の活動業務の中で、子どもの権利と利益保護の情報ニュースにアクセスし、利用できる。

子どもの権利と利益保護の情報ニュースの利用については、労働福祉セクター、それ以外のセクター、また関連機関から、法律に合致した形で許可を申請しなければならない。

第 VIII 編

子どもの権利と利益保護基金

第 53 条 (新) 子どもの権利と利益保護基金

子どもの権利と利益保護基金とは、国家が設置した基金であり、各種資金源からの資金を積み立て、十分な予算確保と持続可能性を保証し、子どもの権利と利益保護業務に効率的、効果的に利用する。

子どもの権利と利益保護基金は、略称を「**npo**」コーポードーとする。

子どもの権利と利益保護基金は労働福祉省の管理下に置かれる。

第 54 条 (新) 子どもの権利と利益保護の資金源

子どもの権利と利益保護の資金源は以下の通りである。

1. 国家の予算
2. 国内外の個人、法人、組織からの貢献
3. 募金活動による収入
4. 法律に正当なその他の収入

第 55 条 (新) 基金の管理と利用

子どもの権利と利益保護基金の管理と利用は、透明性を保証し、検査可能であり、関連の法律と整合しなければならない。

子どもの権利と利益保護基金の管理と利用については、別の規定にそれを定める。

第 IX 編 禁止事項

第 56 条 (新) 関係の公務員と警察官の禁止事項

子どもの権利と利益保護業務に責任を持つ公務員と警察官は以下の行為を禁止する。

1. 自分、家族、親族、仲間の利益を求めて、権限、職務、役職を濫用する、暴力を使うこと、強制、恐喝すること。
2. 個人、法人、組織からの賄賂を請求、要求、受領すること。
3. 業務執行上での不注意、職務怠慢、不作為、無責任な行為
4. 子どもの権利と利益保護業務の問題解決の書類の処理を遅らせる行為
5. 暴力の使用、強制、脅迫、身体への傷害、法律に違反するそれ以外の強制措置の使用
6. 子どもの重大な伝染病感染状態に係る秘密を公開する
7. 法律に正当でない手数料、サービス料の請求
8. 書類の偽造、不正な書類発行、または書類の破壊

第 57 条 (改正) 父母、保護者、それ以外の人の禁止事項

両親、保護者及び他の個人にとっての禁止事項は以下の通りである。

1. 子どもが治療や予防注射、勉強に行くことを邪魔する、又は子どもの肉体、精神、知能、知識、

能力面を養成する活動に参加することを妨害・邪魔すること。

2. 子どもの肉体を殴る、たたく、拷問し傷つけること及び激しい罵りを浴びせること
3. 子どもに対するすべての形式の暴力行為
4. 子どもを放棄、ネグレクトする。
5. 性的サービスに売るために子どもを探したり、説得したりする
6. 子どもを婚姻させる
7. 子どもにとって悪い見本となる行動をすること
8. 子どもを使って中毒性薬物や酒類を売買させる、宣伝をさせること
9. 子どもに歓楽業、ゲストハウス、ホテル、酒場及び賭博場に行かせてそのサービスを利用させる、またその中でサービスをさせること。
10. 酩酊状態となる酒類、アルコール類、ビールや他の飲み物のサービス行為をする歓楽店、ゲストハウス、ホテル、酒場に入ることを許可すること
11. 子どもに酩酊状態になる酒類を飲ませる。卑猥で猥褻なものにふけさせること。
12. 教育施設の近隣に、アルコール飲料、タバコ、またはその他の酩酊状態になる物の宣伝の看板ポスターを設置すること。
13. 法律違反となるその他の行為。

第 58 条（改正）子どもの禁止事項

子どもの禁止事項は以下の通りである。

1. 麻薬の常用、飲酒、タバコ、電子タバコの喫煙と他の中毒物質使用
2. 歓楽店、ゲストハウス、ホテル、酒場でのサービスをする行為
3. 歓楽店、ゲストハウス、ホテル、酒場の不適切なサービスを利用すること、例えば麻薬の使用、飲酒、性的なものにふける行為
4. 卑猥、猥褻なもの等にふけること
5. 学校にいる時、学校のカリキュラム外のゲーム遊びを行うこと
6. あらゆる種類のギャンブルを行うこと
7. 法律に違反する、武器又は各種爆発物の携帯
8. 法律違反となる他の禁止事項

第 X 編

子どもの権利と利益保護委員会

第 59 条（新）子どもの権利と利益保護委員会

子どもの権利と利益保護委員会とは、子どもの権利と利益保護業務の拡大と執行のため、研究、指揮また他省庁、組織、地方行政組織、その他関連機関と協調する業務の参謀となる職務をもった専任ではない組織のことである。

子どもの権利と利益保護委員会は以下から構成される。

1. 中央子どもの権利と利益保護委員会
2. 県子どもの権利と利益保護委員会
3. 郡子どもの権利と利益保護委員会
4. 子どもの権利と利益保護ネットワーク

第 60 条（新）中央子どもの権利と利益保護委員会

中央子どもの権利と利益保護委員会（略称は、**ຄປອສ** コーポードーソー）は労働福祉省大臣の提言により、首相により任命される。その職務は、子どもの権利と利益保護業務に関連する政策、戦略計画、法律、規則、強制措置、計画、業務計画、プロジェクトの起草と実施を担い、労働福祉省社会福祉局を事務局とする。

中央子どもの権利と利益保護委員会は以下から構成される。

- | | |
|--------------------------|------|
| 1. 副首相 | 委員長 |
| 2. 労働福祉省大臣 | 副委員長 |
| 3. 治安維持省副大臣 | 副委員長 |
| 4. 保健省副大臣 | 副委員長 |
| 5. 教育スポーツ省副大臣 | 委員 |
| 6. 情報文化観光省副大臣 | 委員 |
| 7. 内務省副大臣 | 委員 |
| 8. 司法省副大臣 | 委員 |
| 9. 財務省副大臣 | 委員 |
| 10. ラオス女性同盟副長官 | 委員 |
| 11. ラオス人民革命青年同盟中央委員会副委員長 | 委員 |

第 61 条（新）県子どもの権利と利益保護委員会

県レベル子どもの権利と利益保護委員会（略称は、**ຄປອຂ** コーポードーコー）は県労働福祉課長の提言により、県知事、都知事により任命される。その職務は、子どもの権利と利益保護業務に関連する政策、戦略計画、法律、規則、強制措置、計画、業務計画、プロジェクトの実施を担い、県労働福祉課社会福祉係を事務局とする。

県レベル子どもの権利と利益保護委員会は以下から構成される。

- | | |
|---------------|------|
| 1. 副県知事、副都知事 | 委員長 |
| 2. 県労働福祉課長 | 副委員長 |
| 3. 県治安維持指令軍副長 | 副委員長 |
| 4. 保健課副課長 | 副委員長 |
| 5. 教育スポーツ課副課長 | 委員 |
| 6. 情報文化観光課副課長 | 委員 |
| 7. 内務課副課長 | 委員 |

- | | |
|------------------------|----|
| 8. 司法課副課長 | 委員 |
| 9. 財務課副課長 | 委員 |
| 10. ラオス女性同盟副長 | 委員 |
| 11. ラオス人民革命青年同盟委員会副委員長 | 委員 |

第 62 条（新）郡子どもの権利と利益保護委員会

郡レベル子どもの権利と利益保護委員会（略称は、ຄປດມ コーポードーノー）は郡労働福祉事務所長の提言により、郡長、中心郡長（ホアナー・テサバーン）市長（ジャオ・ナコーン）により任命される。その職務は、子どもの権利と利益保護業務に関連する政策、戦略計画、法律、規則、強制措置、計画、業務計画、プロジェクトの実施を担い、郡労働福祉事務所社会福祉ユニットを事務局とする。

郡レベル子どもの権利と利益保護委員会は以下から構成される。

- | | |
|------------------------|------|
| 1. 副郡長、副中心郡長、副市長 | 委員長 |
| 2. 郡労働福祉事務所長 | 副委員長 |
| 3. 治安維持指令軍副長 | 副委員長 |
| 4. 保健事務所副所長 | 副委員長 |
| 5. 教育スポーツ事務所副所長 | 委員 |
| 6. 情報文化観光事務所副所長 | 委員 |
| 7. 内務事務所副所長 | 委員 |
| 8. 財務事務所副所長 | 委員 |
| 9. 司法事務所副所長 | 委員 |
| 10. ラオス女性同盟副長 | 委員 |
| 11. ラオス人民革命青年同盟委員会副委員長 | 委員 |

第 63 条（新）中央、県レベル、郡レベルの子どもの権利と利益保護委員会の権限と職務

中央、県レベル、郡レベルの子どもの権利と利益保護委員会の自身の責任範囲に応じた権限と職務は以下の通り。

1. 子どもの権利と利益保護業務に関連する政策、戦略計画、計画、業務計画、プロジェクトの案に対し、研究し、上部機関に検討のため意見を付ける。
2. 子どもの権利と利益保護業務の協調と執行メカニズムに従い、ラオス国内の子どもの権利と利益保護システムを引率、指揮、強化する。
3. 特別に保護が必要な子どもまた危険な状態の子どもへの保護と援助のため、報告を受け、事実を確かめ、緊急強制措置を使用する。
4. 関連機関に対し、子どもの権利と利益保護業務の執行方法について、告知をする。
5. 現実の状況や条件に合わせ、社会やコミュニティが特別に保護の必要な子どもの問題を解決するようバックアップし、奨励する。

6. 現実の条件の中で、子どものケアと養育の選択肢を検討する。
7. 子どもの権利と利益保護業務に対する機材や資金、専門技術的貢献について国内外、社会全体から力を結集する。
8. 関連の各種センターや施設において子どものケアと養育の選択肢の実施をバックアップし、助言し、モニタリング検査する。
9. 招待また上部組織の委任に従い、国内外での子どもの権利と利益保護業務に関連する会議、セミナー、研修を開催またはそれに参加する。
10. 自身より下位の子どもの権利と利益保護委員会の子どもの権利と利益保護業務の活動をバックアップし、モニタリング検査する。
11. 子どもの権利と利益保護業務に関係する国際条約、国際約束と国際実施計画を執行する。
12. 子どもの権利と利益保護業務に関して、外国、国際地域、国際社会と協調、協力する。
13. 子どもの権利と利益保護業務の活動状況を、自身の上部機関に対し、定期的に総括し報告する。
14. 法律の定めに従い、または委任により、これ以外の権限行使と職務執行を行う。

第 64 条（新）中央、県レベル、郡レベルの子どもの権利と利益保護委員会事務局の権限と職務

中央、県レベル、郡レベルの子どもの権利と利益保護委員会事務局の自身の責任範囲に応じた権限と職務は以下の通り。

1. 子どもの権利と利益保護業務に関連する計画、また強制措置について、自身の子どもの権利と利益保護委員会に検討を求めるため、研究、総括し、提案する。
2. 子どもの権利と利益保護業務に関する政策、戦略計画、法律、法律以下法令、計画、業務計画、プロジェクトを広報、普及し、すべての分野部門に知らしめる。
3. 子どもの権利と利益保護業務に関する政策、戦略計画、法律、法律以下法令、計画、業務計画、プロジェクトの執行状況をモニタリング、検査、バックアップ、評価する。
4. 国内外の他の分野セクション、組織、機関と協調し、特別に保護を必要とする子ども、危険な状態の子どもの現状について総括し、自身の子どもの権利と利益保護委員会に対し、報告する。
5. 子どもの権利と利益保護に関する情報を収集、総括し、自身の子どもの権利と利益保護委員会に報告する。
6. 主体的に各分野セクションと協調し、特別に保護を必要とする子ども、危険な状態にある子どもの現状を、自身の子どもの権利と利益保護委員会に総括、報告し、同時に実施計画を提案する。
7. 委任に従い、国内外での子どもの権利と利益保護業務に関連する会議、セミナー、研修に参加する。
8. 自身の子どもの権利と利益保護委員会会議開催準備を行う。
9. 子どもの権利と利益保護業務活動に関し、自身のレベルの子どもの権利と利益保護委員会に定期的に取り纏め、報告をする。
10. 法律の定めに従い、または委任により、これ以外の権限行使と職務執行を行う。

第 65 条 (新) 子どもの権利と利益保護セーフティネット

子どもの権利と利益保護セーフティネット(略称は **ᄃᆞᆫ** トーポードー)とは、村落レベルの子どもの権利と利益保護のネットワークで、村長によって任命され、自分の村落内での子どもの権利と利益保護業務執行の主体的役割を負う。

第 66 条 (新) 子どもの権利と利益保護セーフティネットの権限と職務

自分の責任範囲内での子どもの権利と利益保護セーフティネットの権限と職務は以下の通り。

1. 子どもの権利と利益保護業務に関する政策、戦略計画、強制措置、法律、規則、計画、業務計画、プロジェクトの執行を行う。
2. 子どもの権利と利益保護に関する法律と規則を村民に定期的に普及する。
3. 子どもへの虐待、暴力使用、搾取、養育ネグレクト、性的搾取、オンラインメディア違反の悪影響について村民が理解するよう宣伝、啓発を行う。
4. 特別な保護を必要とする子どもと危険な状態にいる子どもについて情報を収集し、統計を取る。
5. 郡レベルの子どもの権利と利益保護委員会に対し、定期的に子どもの権利と利益保護業務の執行状況を取り纏め、報告をする。
6. 法律の定めに従い、または委任により、これ以外の権限行使と職務執行を行う。

第 XI 編

子どもの権利と利益保護業務の管理と検査

第 1 章

子どもの権利と利益保護業務の管理

第 67 条 (改正) 子どもの権利と利益保護業務の管理組織

政府が全国で一元的統一的に子どもの権利と利益保護業務の管理責任者となり、労働福祉省をその主体組織とし、治安維持省、保健省、教育スポーツ省、情報文化観光省、内務省、司法省、その他省庁、各種組織、地方行政組織と協調し、その執行を行なう。

第 68 条 (新) 労働福祉セクターの権限と職務

子どもの権利と利益保護業務の管理において、労働福祉セクターは自分の責任範囲の中で以下の権限と職務を有する。

1. 子どもの権利と利益保護に関する政策、ヴィジョン、戦略計画、法律を研究、起草し、政府に提言、検討を求める。
2. 子どもの権利と利益保護の政策、ヴィジョン、戦略計画、法律を、規則、計画、業務計画、プロジェクト、活動、実施に拡大する。

3. 子どもの権利と利益保護の政策、ビジョン、戦略計画、法律、規則、計画、業務計画、プロジェクト、活動を宣伝、普及する。
4. 子どもに対する犯罪行為の追放、防止手続のメカニズム作成と執行。
5. 被害にあった子ども、養育ネグレクトされた子ども、捨て去られた子ども、危険な状態にある子どもに援助する。
6. 犯罪を犯した子どもを裁判所での裁判手続に送らず、調停を実施する。
7. 必要がある場合、子どもへの捜査 - 質問、強制措置に使用を行う。
8. 教育施設における子どもの権利と利益保護に関する学習指導のカリキュラムを作る。
9. 被害にあった子ども、養育ネグレクトされた子ども、捨て去られた子ども、危険な状態にある子どもが援助を受けたことの秘密を厳守する。
10. 自身の職員に対し、子どもの権利と利益保護に関する技術的レベルアップを行う。
11. 子どもの権利と利益保護活動に関する情報を総括し、統計を取る。
12. 子どもの権利と利益保護に関する個人、法人、組織の提案書を受取り、検討し、解決する。
13. 子どもの権利と利益保護に関して、外国、国際地域、国際社会と人道、社会福祉面の連携と協力を行う。
14. 自身の上部組織に対し、定期的に、子どもの権利と利益保護活動の取り纏めと報告を行う。
15. 法律の定めに従い、これ以外の権限行使と職務遂行を行う。

第 70 条 (新) 保健セクターの権限と職務

子どもの権利と利益保護業務の管理において、保健セクターは自身の責任範囲の中で以下の権限と職務を有する。

1. 子どもの権利と利益保護に関する政策、ビジョン、戦略計画、法律を研究、起草し、政府に提言、検討を求める。
2. 子どもの権利と利益保護の政策、ビジョン、戦略計画、法律を、規則、計画、業務計画、プロジェクト、活動、実施に拡大する。
3. 子どもの権利と利益保護の政策、ビジョン、戦略計画、法律、規則、計画、業務計画、プロジェクト、活動を宣伝、普及する。
4. 自身の職員公務員に対し、子どもの権利と利益保護に関する専門技術の起案、レベルアップを行う。
5. 被害にあった子ども、養育ネグレクトされた子ども、捨て去られた子どもに健康面での援助を行う。
6. 援助を受けた被害にあった子ども、養育ネグレクトされた子ども、捨て去られた子どもの情報について秘密を厳守する。
7. 子どものための各種病院また治療施設での子どもの権利と利益保護活動を指揮し、モニタリングし、評価する。
8. 子どもが保健面のサービスへのアクセスすることに便宜を与える。
9. 援助を受けた被害にあった子ども、養育ネグレクトされた子ども、捨て去られた子どもについて情報の取り纏めと統計を作成し、同時に各ケースとその後のルートの統計をとる。

10. 子どもの権利と利益保護に関する個人、法人、組織の提案書を受取り、検討し、解決する。
11. 他セクターやセクションと連携協調し、子どもの権利と利益保護業務の管理、モニタリング検査、推進を行う。
12. 子どもの権利と利益保護に関して、外国、国際地域、国際社会と保健面の連携と協力を行う。
13. 自身の上部組織に対し、定期的に、子どもの権利と利益保護活動の取り纏めと報告を行う。
14. 法律の定めに従い、これ以外の権限行使と職務遂行を行う。

第 71 条 (新) 教育スポーツセクターの権限と職務

子どもの権利と利益保護業務の管理において、教育スポーツセクターは自身の責任範囲の中で以下の権限と職務を有する。

1. 子どもの権利と利益保護に関する政策、ヴィジョン、戦略計画、法律を研究、起草し、政府に提言、検討を求める。
2. 子どもの権利と利益保護の政策、ヴィジョン、戦略計画、法律を、規則、計画、業務計画、プロジェクト、活動、実施に拡大する。
3. 子どもの権利と利益保護の政策、ヴィジョン、戦略計画、法律、規則、計画、業務計画、プロジェクト、活動を宣伝、普及する。
4. 子どもの権利と利益保護業務を、普通教育の指導カリキュラムに関係づける。
5. 自身の職員公務員に対し、子どもの権利と利益保護に関する専門技術の起案、レベルアップを行う。
6. 子どもの権利と利益保護業務に関する指導カリキュラムを作成し、自身の教育施設に取り入れる。
7. 各学校と教育施設における罪を犯した子どもの解決メカニズムを構築する。
8. 罪を犯した子どもに関する情報の秘密を厳守する。
9. 子どものための各学校、教育施設での子どもの保護と援助活動を指揮し、モニタリングし、評価する。
10. すべての子どもが教育にアクセスでき、少なくとも中学校を卒業できるように条件を整備し、便宜を提供する。
11. 子どもの学業放棄と子どもを通常どおり学校に戻すための解決方策の情報を収集し取りまとめる。
12. 子どもの権利と利益保護に関する個人、法人、組織の提案書を受取り、検討し、解決する。
13. 適切な年代になる前に妊娠した子どもが、通常通り教育をうけられるよう条件と整備し、便宜を提供する。
14. 危険な状態にいる子どもに対し助言を与える。
15. 子どもの教育、障害児の統合学習に関する情報の取り纏めと統計の収集。
16. 他セクターやセクションと連携協調し、子どもの権利と利益保護業務の管理、モニタリン

グ検査、推進を行う。

17. 子どもの権利と利益保護に関して、外国、国際地域、国際社会と教育面の連携と協力を行う。
18. 自身の上部組織に対し、定期的に、子どもの権利と利益保護活動の取り纏めと報告を行う。
19. 法律の定めに従い、これ以外の権限行使と職務遂行を行う。

第 72 条 (新) 情報文化観光セクターの権限と職務

子どもの権利と利益保護業務の管理において、情報文化観光セクターは自身の責任範囲の中で以下の権限と職務を有する。

1. 関係の他セクションと連携し、子どもの権利と利益保護の政策と規則を検討、起草し、上部に検討を求める。
2. 子どもの権利と利益保護の政策方針、戦略計画、法律、法律以下の法令を宣伝、普及、研修、拡大、実施する。
3. 子どもの権利と利益保護業務を、情報文化観光業務に関係づける。
4. 子ども対象セクシャルツーリズム防止メカニズムの構築
5. 自身の職員公務員に対し、子どもの権利と利益保護に関する専門技術の起案、レベルアップを行う。
6. 大衆メディア、観光業、歓楽業、ゲストハウス、ホテル、酒、ビールまたは酩酊状態にする飲料を提供する酒場等をモニタリング、検査し、人身売買や他事象が発生しないようにする。
7. 歓楽業店、ゲストハウス、ホテル、アルコール、ビール、酩酊状態にする飲料を提供する酒場での子どもの保護と援助活動について指揮、モニタリング、評価を行う。
8. 自身の責任範囲内での、子どもの権利と利益保護活動について情報の取り纏めと統計の集計を行う。
9. 子どもの権利と利益保護に関する個人、法人、組織の提案書を受取り、検討し、解決する。
10. 自身の上部組織に対し、定期的に、子どもの権利と利益保護活動の取り纏めと報告を行う。
11. 法律の定めに従い、これ以外の権限行使と職務遂行を行う。

第 73 条 (新) 内務セクターの権限と職務

子どもの権利と利益保護業務の管理において、内務セクターは自身の責任範囲の中で以下の権限と職務を有する。

1. 子どもの権利と利益保護に関する政策、ヴィジョン、戦略計画、法律を研究、起草し、政府に提言、検討を求める。

2. 子どもの権利と利益保護の政策、ビジョン、戦略計画、法律を規則、計画、業務計画、プロジェクト、活動、執行に拡大する。
3. 子どもの権利と利益保護の政策、ビジョン、戦略計画、法律、規則、計画、業務計画、プロジェクト、活動を宣伝、普及する。
4. 自身の職員公務員に対し、子どもの権利と利益保護に関する専門技術の起案、レベルアップを行う。
5. 子どもの家族登録について条件を整備し、便宜を提供する。
6. 子どもの権利と利益保護に関する個人、法人、組織の提案書を受取り、検討し、解決する。
7. 子どもの家族登録について情報を総括し、統計を集計する。
8. 子どもの家族登録情報について、秘密を厳守する。
9. 他セクターやセクションと連携協調し、子どもの権利と利益保護業務の管理、モニタリング検査、推進を行う。
10. 子どもの権利と利益保護に関して、外国、国際地域、国際社会と、家族登録に関しての連携と協力を行う。
11. 自身の上部組織に対し、定期的に、子どもの権利と利益保護活動の取り纏めと報告を行う。
12. 法律の定めに従い、これ以外の権限行使と職務遂行を行う。

第 74 条（新） 司法セクターの権限と職務

子どもの権利と利益保護業務の管理において、司法セクターは自身の責任範囲の中で以下の権限と職務を有する。

1. 子どもの権利と利益保護に関する政策、ビジョン、戦略計画、法律を研究、起草し、政府に提言、検討を求める。
2. 子どもの権利と利益保護の政策、ビジョン、戦略計画、法律を規則、計画、業務計画、プロジェクト、活動、執行に拡大する。
3. 子どもの権利と利益保護の政策、ビジョン、戦略計画、法律、規則、計画、業務計画、プロジェクト、活動を宣伝、普及する。
4. 子どもの権利と利益保護業務を、自身の教育施設の指導カリキュラムに取り入れる。
5. 自身の職員公務員に対し、子どもの権利と利益保護に関する専門技術の起案、レベルアップを行う。
6. 罪を犯した子ども、被害を受けた子ども、証人となる子どもに対し、法律面での支援を行う。
7. 少年事件における民事責任の問題について、確定判決の執行を行う。
8. 子どもの権利と利益保護に関する個人、法人、組織の提案書を受取り、検討し、解決する。
9. 罪を犯した子どもの調停と少年事件の判決執行について情報を総括し、統計を集計する。
10. 他セクターやセクションと連携協調し、子どもの権利と利益保護業務の管理、モニタリング

- グ検査、推進を行う。
11. 子どもの権利と利益保護に関して、外国、国際地域、国際社会と、司法面に関する連携と協力を行う。
 12. 自身の上部組織に対し、定期的に、子どもの権利と利益保護活動の取り纏めと報告を行う。
 13. 法律の定めに従い、これ以外の権限行使と職務遂行を行う。

第 75 条（新） セクター、組織、地方行政組織、関係他セクションの権限と職務

各セクター、組織、地方行政組織、関係他セクションは、労働福祉、治安維持、保健、教育スポーツ、情報文化観光、内務、司法セクターと協力、協調し、自身の役割、責任に応じて、子どもの権利と利益保護業務の管理、モニタリング、検査を行う。

第 2 章

子どもの権利と利益保護業務の検査

第 76 条（新） 子どもの権利と利益保護業務の検査機関

子どもの権利と利益保護業務の検査機関は以下から構成される。

1. 内部検査機関とは、本法の 67 条の定めに従って子どもの権利と利益保護業務管理を行う組織と同じ組織内の機関である。
2. 外部検査機関とは、国民議会、県国民議会、各審級の国家査察庁、国家会計検査庁、建国戦線、ラオス退役者連盟、大衆組織、公共メディアから成る。

第 77 条（新） 検査の内容

子どもの権利と利益保護業務の検査は以下の内容からなる。

1. 子どもの権利と利益保護業務に関する政策、戦略計画、法律、規則、計画、業務計画、プロジェクトの執行
2. 子どもの権利と利益保護業務関連する、職員・公務員と警察官の役割執行
3. 子どもの権利と利益保護業務の計画、業務計画、プロジェクト、活動の構築と実施
4. 必要性が見られるその他の内容

第 78 条（新） 検査の形式

検査の形式は以下の通り。

1. 通常計画内検査とは、事前に検査日時が規定され、通常の計画通りに実施される検査である。

2. 事前通告検査とは、必要性が見られた場合の計画外の検査であり、検査をうける対象は事前の検査の通知をうけるものである。
3. 緊急検査とは、緊急に実施される検査であり、検査対象には事前の通知を行わない。検査においては、法律に厳密に従って執行する。

第 XII 編

功績を上げた者への特別政策と違反者への強制措置

第 79 条 功績を上げた者への特別政策

個人、法人又は組織で、本法律を施行するに際して著しい功績のあった者は規則に従って奨励され、又は特別待遇政策を受ける。

自分の権利や責任の遂行の中で、ある子どもが友人の良き見本となった場合には、その子どもは奨励され、または特別待遇政策を受ける。

第 80 条 違反者に対する措置

個人、法人または組織がこの法律に違反した者には、違反者再教育、警告、懲戒処分、罰金、自分の起こした民事の損害賠償責任、または刑事罰がくだされる。

第 XIII 編

最終規定

第 81 条 施行

ラオス人民民主共和国政府がこの法律の施行を行う。

第 82 条 (改正) 発効

この法律は 2023 年 12 月 27 日以後、ラオス人民民主共和国国家主席が国家主席令を公布し、官報に掲載された後発効する。

この法律は、2006 年 12 月 27 日付 (番号 05/国会) 旧子どもの権利と利益保護法に代わるものである。

国民議会議長

サイソムポーン・ポムヴィハーン